

# 国有林における労働組織の形成と展開 (一)

——東北・秋田国有林を中心に——

奥地正

## 目次

### 第一章 国有林経営の成立と労働組織の生成

#### 第一節 国有林の成立と森林の保護管理組織の整備

#### 第二節 国有林経営の開始と育林労働組織の生成

- (1) 農民の抵抗と地元施設制度の創設
- (2) 保護・造林労働組織 II 部落組合の育成

#### 第三節 国有林伐出事業の開始と伐出労働組織

- (1) 官行斫伐事業の開始と立木処分への転換
- (2) 封建的労働組織とその継承

### 第一章 国有林経営の成立と労働組織の生成

#### 第一節 国有林の成立と森林の保護管理組織の整備

わが国の国有林は、一八六九年の版籍奉還によって幕藩領主の直轄所領林野が官林として編入されたことにはじまり、地租改正および土地官民有区分によって大量の入会林野を編入し、つづいて旧来の農民の入会権を排除

国有林における労働組織の形成と展開 (一) (奥地)

しつつ自らの保護・管理組織を整備し、明治一〇年代から二〇年代を通じてその巨大な「国家的土地所有」<sup>(1)</sup>を形成した。

明治政府は当初、窮迫した国家財政収入の財源として、また士族授産・勸農政策とも関連して官有地の払下政策をとったが、間もなく中止し絶対主義的国家の直轄経営用地として官林を拡大していく政策に転換した。この「日本型エンクロジューア」の過程は一八七三年の太政官布告第一一四号地所名称区别法にはじまるが、その後の土地官民有区分の実施（一八七六～八一年）を通じて、農民的土地所有の形成を大きく排除しつつその第一段階を完了する\*。

\* ちなみに、土地官民有区分に関わる実施基準の決定版といわれる一八七六年の地租改正事務局議定・山林原野等官民所有区分処分方法は、つぎのように規定している。

第三条 従前山林永下草銭冥加銭等ヲ納ムルモ曾テ培養ノ勞資ナク全ク自然生ノ草木ヲ採伐シ来リタルノミナルモノハ其地盤ヲ所有セシモノニ非ス故ニ右等ハ官有地ト定ムヘシ……

第五条 遠山深沢ニ入り薪林ヲ採伐シ之ヲ河川ニ流漕シテ売買ヲ職トスルモノアリ是等ハ永年多少ノ山役永納来ルモノト雖モ第三条ニ準シ官有地ト定ムヘシ

この官林拡大政策とともに囲い込んだ官有林野を保護し管理する制度もまた整備されはじめた。明治政府はすでに七五年には内務省達乙第七八号をもって「各管下官林ノ樹木諸般用材ノ為追々伐出シ後來需要之材可及欠乏候条……官林伐木跡地或ハ官有地ニテ後來官有林ニ相成候テモ差支無之運輸便利ノ場所ヲ選ミ地味適當之樹木植付」とするとともに「且後來製艦材必需之事ニ付第一楓、楠、樺、小檜、櫟之類第二檜、松、杉、槇、等モ地質ニ応シ植付ノ種ヲ以苗木仕立見込取調可申事」と指示して軍需用材・建設用材の供給を基本的に官林に求める方

針を示したが、七六年には官林調査仮条例を定め、そして七八年には内務省達乙第七号を示達して官林の整備と保護・管理にのりだした。この乙第七号達の内容は「人民所有山ニ火入シテ官林ヲ延焼シ官林下草官地肥秣草等刈取ノ許可ナクシテ叨ニ官林ニ立入候者有之候テハ官林保護不相立」として、私有地に火入れする場合でも官林監守人に申報させ、また「官林下草又ハ官山肥秣草等刈取差許候者へハ予メ鑑札ヲ渡シ置キ鑑札ヲ帶ヒスシテ立入不相成旨可達置事」とするものであり、こうして農民の広範な入会林野の官没と並行して開始された官林の保護・取締り政策は何よりもまず農民の伝來的な林野利用をきびしく制限するものとして立ち現われた。

このような施策とともに官林を管理し経営するための機構も整備されていった。すなわち七八年四月には全国の官林は管理経営上五大林区に分けられたが、七月には青森・秋田・長野・岐阜四県下の官林はそれまでの県の管理から内務省直轄となり(翌七九年には同省に山林局が設置される)、つづいて八一年に農商務省が設置され同省山林局の所轄となるにおよんで、官林の中央直轄とその下部機構の整備(山林局―各地方山林事務所―林部派出所)は大きくすすみ、地方の農民にはしだいに重庄が加えられてくる。農民の入会権の制限と排除は、こうして土地官民有区分による官有林野の拡大とそこでの官林経営としての体制整備が表裏一体をなして進行したのである。

右のように官林の拡大と中央直轄化を促進し、わが国に巨大な国有林経営を成立させた背景は何よりもまず明治政府による上からの急速な資本主義化と巨大な軍事機構創出の必要にあったといつてよく、このことが鉄とともにも重要な原料であった木材、わけでも軍需用材・産業用材など長大材の給源として広大な森林の国有・国営化を必至としたのである。一八七〇年代後半から明治政府は、軍工廠を除いてその他の主要な官営工場・鉱山の三井・三菱など特定政商への払下げをはじめめるが、この中において国有林は後の八幡製鉄所・国有鉄道の創設と同

様に、基幹的な官営企業として一層その管理経営体制を整備していく。

農民に対する国家的土地所有の重圧が加重され、国有林の実質的な囲い込みが格段に激化するのには、自由民権運動が封殺されて明治政権の基礎が固まり、国有林の保護・管理体制の一応の整備を基礎に八六年大小林区署官制が制定され、それによって国有林の管理経営が実質的に始動する明治二〇年代初頭からである。この間八五年には宮内省に御料局が設置され、九〇年までに木曾谷から富士山にいたる東海道筋の諸流域を中心に北海道を含めて約三六〇万ヘクタールの官有林野が御料林としていっきょに編入され、明治絶対主義的政権の基柱である天皇家の物質的基盤が確立されるが、国有林においてもこの頃から農民の入会権排除は激烈な様相をおびつつ進行する。これに対して農民は、事実上の入会権を行使したり、盗伐・放火などの反抗を行なう一方、官有地引戻運動を全国的に展開するなど、隠然、公然の抵抗を展開する。成立期の国有林は全国各地元農山村のこのような動きと交錯しつつ管理経営の体制を着々と整備し、全国官有林野の山林局への統轄（九七年）、森林法制定（同年）を経て、一八九九年に完了する。この年、明治政府は国有土地森林原野下戻法を制定して民有に引きもどすべき最後の機会を限って国家的土地所有の確立を図る一方、国有林野法を制定して地元農民に対する慈惠的諸施策を定めるとともに、その後展開すべき国有林経営の基本方針を規定する。

わが国の国有林は以上のようにして、明治初期の地租改正と土地官民有区分を起点とする「日本型エンクロージュアール」によって、わが国半封建的土地所有としての国家的土地所有（国有林・御料林・公有林）・地主的土地所有・農民的土地所有の巨大な脊梁をなすものとして形成された。耕地所有を基本とする農民的土地所有と対比して林野所有を特徴とする国有林は、一八九三年現在その面積約一九一八万ヘクタール、全林野面積の六四％を占め、

農業の下からの自由な発展を封殺し、農民的土地所有とするべく対立するものとして、高くそびえ立っている。いま、この間の入会地収奪の苛烈さを地域的にみると同九三年の国有林の比重は、北海道を別とすれば青森・秋田両県の八八%を最高として東北六県に重く、ついで南九州、関東・中部の一部に集中的に分布し、民有林の多い地帯は近畿・中国・四国・東海・北九州などであり、ここにわれわれは当面の問題の対象である東北地域のきわだった特徴をみるのである。

さて、以上でみた国有林の成立過程は東北地方ではどのような様相をもって展開したのか、つぎにこれを秋田地域について概観しておこう。

まず、秋田藩末期における藩林政と農民との関係からみてみると、藩内の林野は(一)御直山・運上山(管理収益の主体が藩にあるもの)、(二)郷山(管理収益の主体が村にあるもの)、(三)符人山(管理収益の主体が個人にあるもの)からなっており、藩林政を総括する機関として木山方が設けられ、勘定奉行の下、吟味役、林取立役がおかれ、村々には御山守がおかれて山火事・徒伐(盗伐の意)・過伐の取締りなど林野の保護・管理を行っていた。御山守には木山方の任命になる者と村方で雇った者(内山守・内見継)があったが、その役務は廻山による火災・徒伐などの取締り、地焼や植栽木(民取分)伐採の際の立会い、薪炭材伐採などの際の入会村の板判改め、伐採量の検査、立木・末木払下げの際の監視、吟味役、林取立役廻山の際の先導など、藩林政の末端機関として村内林野の保護・取締り全般にわたっていた。

一方、農民の林野利用は、家屋用材・土木用材・薪炭材の伐採、秣肥草・山菜の採取利用など生活全般にわたっていたが、これら林野利用は符人山・郷山においては勿論、御直山・運上山においても行なわれており、その

代り御直山にあつても「御直山之儀は、守護は専ら桒村に預り候儀にて、手広之御山所には、於三村方ニ給米指出見継人立置候は、六郡一統之御取扱にて候」(文政十一年八月、木山方吟味役加藤清右衛門より馬場目村の肝煎長百姓に対する申合)というように麓村に保護義務があつたのであり、その上で御直山・運上山のいずれにあつても村方は運上銀(運上米)を上納してゐたのである。<sup>(6)</sup>

つぎに造林については、天然生育と人工植栽が併用されていたが、天然造林に重点がおかれており、御直山・運上山に自然生の青木(杉・松・檜などの針葉樹)があるときは、「自然青木有<sub>レ</sub>之分は、……取立之義村方へ申渡、御留山に成る、雑木は願申上是迄之通伐取候積り」、つまり青木を御留山(伐採停止の山)とし、その取立すなわち保護撫育による造林を村に命じ、これに対して雑木の伐採を許してゐた。そして、この自然生青木の村方による保護撫育の義務に関するかぎり、郷山などにおいても同様であつたのである。人工植栽については、藩費植栽・献植・過料植栽・部分植栽(分収による植栽)の四種があつたが、藩費植栽は、造林費用を藩から支出したもので、山頭を雇入れて植栽事業を監督させ、かつ見継すなわち植栽後の保護撫育等の仕事にも当らせた場合、費用を御山守に給与して実行させた場合、および村方に費用を交付して行なわせた場合があつた。そして一方、村方の負担による青木の人工植栽については、御直山・運上山・郷山・符人山のいずれにおいても、藩と村方の分収(文化以降は三七七民、それ以前は五五五民)で行なわれていた。<sup>(7)</sup>

右のように、秋田藩末期の農民の林野利用はたんに符人山・郷山だけでなく、運上山・御直山においてもほぼ同様の条件で広範に行なわれていたのである。

さて、明治維新によって右のような林野制度は激変するが、何よりもまず土地官民有区分は従来の御直山は勿

論のこと、多数の農民が入会地として進退してきた連上山やさらには郷山までも官有地として囲い込み、ついでその保護・取締りの強化によって農民の入会権を排除していった。この過程は郷山は勿論のこと御直山や連上山にあっても農民が多年にわたって保護撫育してきた自然生の青木や植分山を収奪する過程であり、また、御直山は勿論のこと連上山（そこには一村または数村で入会利用する一村連上山または入会連上山、および個人で利用する符人連上山などがあつた）や郷山にあつても農民の立木・秣肥草などの採取利用という伝来的権利さえ圧殺する過程に他ならず、こうして明治政権は農民を林野から完全に締め出していくのである。

明治政権によって創出されつつあつた国有林の保護管理機構は、八〇年代中葉までは地元村落までは到達せず、当時の明治政権の支配力・警察力と農民との力関係の下では未だ地元農民を十分に掌握することができなかった。このことは廃藩置県後間もない七二年に秋田県庁が林政の第一着手として林政規則を頒布し、「官山、私林、其外山守を不置地は、地元並に入会村、村里正へさらに守護申付候間、嚴重取締可致事<sup>(8)</sup>」としており、また、すでに土地官民有区分が完了し官林の取締事務もすでに県庁から内務省山林局秋田出張所に移つていた八一年にいたつても、なお秋田県が官林の「防禦取締方」を郡役所や町村役場に示達していることによく示されている。そして、国有林の管理機構が未だこのような状態であつたかぎり、また旧藩林政の末端取締機構はすでに完全に解体していかざり、すでに所有権は官没されていたとはいへ農民の林野利用は未だ旧来の慣行によって自由に進退する余地が残されており、農民はまさに「秣刈取りハ従前ノ通り」（官林への入会林野の編入を勧奨して出された通達）行なつただけでなく、徒伐（これが盗伐となつたのは国有林の成立過程においてのことである）という形で旧来の慣行をつづけていたのである。

しかし、官林の「防禦取締」は官民有区分が完了する八〇年代初頭からようやくきびしくなり、八六年勅令第一八号によって大小林区署官制がしかれ、全国に二一大小林区署、その下に一二七小林区署・六七派出所がはりめぐらされるにいたって決定的な段階に入る。時あたかも御料林の創出期であり、八八年には市町村制がしかれ、帝国憲法の発布へとつづくが、このような中で秋田では秋田大林区署の下に五小林区署・一一派出所がおかれ、九三年には二〇小林区署——七〇保護区と整備拡充され、官林の保護取締りは一段と強化され地元農民の旧来の慣行はきびしく排除されていく。「明治初年には、藩政時代から大山守をつとめていた仁田山部落の柿崎勘助が部落を見廻つてきて、「この山はお上のものになったから伐ることはならぬ」といっても、むしろにはあまりピンとくることがなかったんじゃないやろう。大山守なんかあつてもなかったようなものだ」(山形県新庄市萩野地区)つた。しかし、小林区署さらにその下に保護区が設置されるとともに保護取締りのための点検や巡視が強化され、国有林への無断入山・採草・採薪などがきびしく取締られる。「小林区署ができてから、やかましくなつて、なかなか山に入れなくなった。薪などを採っていると、調べられた。なかには刑務所に入れられたものもあつた」(岩手県花巻市湯口地区)。こうして農民の旧来からの林野利用・入会慣行は国有林の管理体制と鋭く対立し、農民のさまざまな抵抗が燃えあがるのである。

つぎに秋田県北の一山村における幕末から九〇年代にかけての「林政の変遷」<sup>(11)</sup>をみておこう。

藩政当時ニ於テハ其ノ藩有タルト私有タルトヲ問ハズ山林原野ニ関スル諸務一切ハ総テ能代木山方ノ支配下ニ在リキ。當時本村国有林ハ藩ノ御直山ニ属セリ然シテ之ガ直接管理保護ノ任ニ当レルハ白沢村ノ山守ナリシモ又地元村落モ之ガ一半ノ保護責務ヲ荷ヒ山番人ヲ雇人シテ山守ノ下ニ置キ絶ヘズ山林ヲ巡視セシメタリ。番人ハ之ヲ内見継ト称シ年一二石ノ給米ヲ与ヘ地元民自ラノ負担トナセリ。地元村ハ之ガ代償トシテ雑木ノ鉦入ヲ許可セラレ田地用木等ノ給付ニ与レリ……明治二年



各藩ノ版籍奉還ニ伴ヒ御直山ハ自然国有ニ歸シ内務省地理局秋田出張所農商務省秋田山林事務所等ノ所管ヲ經テ明治十九年四月林区署制度ノ施行セラルルニ至リ秋田大林区署釈迦内小林区署ノ管轄トナリ……之ヨリ先明治四年廢藩置縣後林区署制度ノ実施セラルル迄ハ森林行政ノ制確立セズ從テ国有林ノ保護亦行届カザリシ為サナキダニ森林愛護ノ觀念類廢シタル地元民ハ独リ民有林ノ濫伐ヲ以テ足レリトセズ之ヲ奇貨トシテ盛シニ国有林ノ盜伐ヲ行フニ至レリ 就中明治十三年ニ於ケル下内沢国有林大盜伐ノ如キ今日尚古老ノ語草トスル所ナリ 古來生活ノ資ヲ主トシテ附近森林ニ求メ得タル地元部落民ハ制度ノ漸次確立スルニ連レ旧來ノ自由ハ束縛ニ遭ヒ大ナル収益ハ減殺ヲ余儀ナクセラルルニ至リタル結果明治二十四年早クモ国有林下戻ノ申請ヲ為シ又明治三十二年一度国有土地森林原野下戻法ノ發布ヲ見ルヤ申請相繼グノ狀況ヲ現出セリ

- (1) 山崎慎吾『日本林業論』三頁。
- (2) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」(古島敏雄編『日本林野制度の研究』所収)六四頁。
- (3) 松波秀実『明治林業史要』三〇二頁。
- (4) 潮見俊隆編『日本林業と山村社会』六〇〜六一頁。
- (5) 『徳川時代における林野制度の大意』(林野庁)の「秋田藩の林野制度」、および『秋田営林局史・八十年の回顧』(秋田営林局)(以下『局史』と略称)による。
- (6) 前掲『大意』。
- (7) 同前。
- (8) 『蒼林』(秋田営林局)第一八〇号・二四頁。
- (9) 『共用林野制度実態調査(Ⅱ)』(林野庁・一九五八年)四五頁。
- (10) 川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三『入会権の解体Ⅱ』二二二〜二三頁。
- (11) 『秋田県北秋田郡矢立村経済実態調査(山村経済実態調査第二号)』(秋田営林局・一九三五年)四頁。

## 第二節 国有林経営の開始と育林労働組織の生成

## (1) 農民の抵抗と地元施設制度の創設

八〇年代初頭からの官林の保護取締り強化、さらに大小林区署官制の実施による管理経営機構の構築を通じて、明治絶対主義的政府は農民の入会権を禁圧しつつ国有林野の経営基盤の確立を急いだ。このような政策に対しては地元農民は否応なく激しく抵抗せざるをえなかった。この抵抗は、国有林野下戻の運動、盗伐・無願漫植などの形による入会権の実行使、さらには火災の際の非協力から放火にいたるまで、公然・隠然、消極・積極さまざまな形態で全国的に燃え広がっていったが、それがとくに東北地方で激発したのはけだし必然であった。

まず、七八年秋田とともに全国にさきがけて官林直轄が行なわれた青森では、盗伐で捕えられるものが続出し、「明治十二年青森県下ニ於テ一村一時ニ八十人ノ盗伐者ヲ捕縛シタリ而テ其盗伐ノ木数ハ年々樞樹ノミニテ十万本乃至十五万本ノ巨数ニ及<sup>(13)</sup>」び、「下北では、このため明治十四年明治天皇の東北巡幸に当って村々の代表が集って森林解放願を提出している。」<sup>(14)</sup>そして、その後「明治二十年代、官林主義の明確化に伴う囲込強行の過程は、青森県下における官林盗伐罪囚が二十一年一八五人、二十二年三九五、二十三年五一九人、二十四年五九〇人と年毎に急激に増大の傾向を辿っている事実如実に示されている。自家用の燃料・肥料をうばわれ、官林に対して飢渴に苦しみ、しらずしらず罪辟に陥るもの二十八年には全国で六、九六三人に達した<sup>(14)</sup>」のである。

情況は秋田でも同様、九三年には判明した盗伐材積だけでも一〇万石をこえ、特別経営事業開始後の一九〇六年にいたっても盗伐面積は一三町歩、その材積約八万五千石、検挙件数二四六件(「犯人不明」件数は三〇〇件以

上、検挙人数は六七一人にのぼった。<sup>(16)</sup> この数字は当時の一担当区事務所当り年間おおむね六件、一千石近い盗伐事件があつたことを示しており、「犯人不明」件数が検挙件数を上廻っている（それが下廻るのは大正期に入ってからである）ことと合わせて農民の抵抗の深刻さを如実に示している。

事態のこのような展開に対応して明治政府は、林区署官制発足四年後の九〇年に各府県に訓令して官民有区分事業に対する再調査の出願を許す一方、同年裁判所構成法および刑事訴訟法の制定に際して区裁判所検事局の検事の事務を林務官にも取扱わせ、また林務官に検事の補佐としてその指示を受け司法警察官として犯罪を捜査させることとし、翌九一年には森林官に帯剣させるなど権力的強圧を加重した。

しかし、農民の生活と深く結びついた永年にわたる林野利用はそれで封じられるような生やさしいものではなかつた。「草ヲ刈リ枝ヲ採ル悪イニハ相違ナイケレドモ、如何ニ無智ノ人民ト雖ドモ喜ンデ這入ル者ハゴザイマスマイ……実ニ官林ニ仰ガナケレバ今日ノ生活ガ出来ナイ所カラ、みすく是ニ至ツテ居ル……其一例ヲ私ガ申シテ見レバ、北津軽郡ト云フ所ニ脇元村ト云フ処ガアリマス、此処ノ生活ハドウスルカト云フト、年々北海道ノ鯨捕リニ出稼ニ往ク、男ハ大抵十六以上六十以下デス、後トニハ女ヤ子供ガ居ルバカリデ、其村ハドウカト云フト民林ハアルコトハアリマスガ極ク僅少ナモノデ、重ニ官林ニ往ツテ女ヤ小供ナドガ枯枝ヤ又ハ小木ナゾヲ取ツテ、夫デ日々ノ焚キ物ニシテ居ル、是等ノコトヲシテモ元ノ制度ノ通りデハ女小供ガ山刀ヲ以テ往ツテ切ツテモ罪人ニモナラナカツタノガ、今日デハ縦ヒ小サナモノヲ切ツテモ犯罪人ニ相違ナイ……夫ニ此官林ニハ山桑ノ多イ所デ養蚕ヲスルニ此山桑ヲ以テシテ誰モ咎メルモノハナイ、皆ナ従事シテ居ツタ所ガ、今日ハサウハイカナイ」<sup>(16)</sup> また、「現在山本郡仁鮎小掛両村ノ如キハ杣夫ヲ業トスルモノ百六十名外ニ平ラ山子ヲモ算スレハ該村ノ戸

数ニ比較スル殆ト十中ノ七八トモ云ヘシ然ルニ前頭ノ八百二十六名ト平ラ山子トヲ合計二千四百七十四人現今官行伐木ノナキニ際シ空ク手ヲ束ネ糊口ニ苦シムヲ如何セン哉故ニ坐シテ餓ヲ俟タンヨリハ寧ロ姦商ノ惡計ヲ教唆シテ使役セラレ生計ヲ立ルニ如カスト云フガ如キ状況ニ至ル<sup>(17)</sup>のであつた。

さらに、辻瀬洲のつぎの記述も想起される。「何レノ官林ヲ問ハス唯官ノ監視ノ至リ難キ所林吏ノ巡視稀レナル箇所ニ於テ相結托シテ盜伐ヲ為スナリ此種ノモノハ現今最モ多シト……何ソヤ彼等ハ生計ヲ営ム為メノ租税トシテ相応ニ公然トシ刑罪ヲ官ニ納ムルヲ甘ンスルモノナリ其法ハ犯罪ノ發覺シテ探捕セラル、ニ及ンテ預メ其順撰ニ當リタル数名ヲシテ自白セシメ其他ハ保庇シテ無罪ト為リテ罹罪者ニハ日々遠地ノ監獄マテ差入レヲ為シ与フルノ法ヲ設ケ其遺族ニハ又刑期ノ満チテ還ル間保護救助ヲ与ヘ此ノ如クシテ受刑者ヲ輪次ニ撰出シツ、一部落若クハ一村互ニ相結托シテ盜伐<sup>(18)</sup>」したのである。

こうして、明治二十年代を通じての政府の強圧策は「犯人」検挙数を増加させこそすれ問題の根本的解決を図る所以ではなく、九九年にひとたび国有土地森林原野下戻法が成立すると全国的に出願統出し、秋田では中央官庁に到達したもののだけで一九〇四年までに申請件数は八五二件、その面積は一三万町歩余にのぼつた。

さて、土地官民有区分の進行にともなう、さらに大小林区署官制の実施を契機とする右のような農民の抵抗に直面して、政府は強圧策を展開する一方いま一つの地元農民対策を開始した。すなわち、官民有区分に対する再審査の出願を許可した同じ九〇年、政府は官有森林原野及産物特別処分規則(勅令第六九号)を公布して、「従来ノ慣行ニ由リ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石ヲ売渡ストキ」は随意契約によって産物を払下げるこゝとができるとするい、わゆる慣行特売制度を創設し、農民を慰撫し官林を保護する対策にのりだした。

ついで翌九一年、右の制度を補完するものとして委託林制度が制定される。というのは、慣行特売制度は従来  
の慣行によって国有林野産物を地元人民に随意契約で売払うものであるが、ところがこれによっては「従来売払  
ノ慣行アルニ非レハ随意契約ニ依リテ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若ハ土石ヲ売渡スコトヲ得サルコト」に  
なり、藩政期以来無償で「多年副産物ノ採取ニ依リテ生計ヲ営メル地元人民ハ非常ナル苦痛ヲ感シ其ノ極盜伐ヲ  
為シテ法網ニ触ルルモノ続出シ国有林ノ保護上憂フヘキ状態ニ陥」ることになる。そこで「地元人民ニ対シ副産  
物ノ無料採取ノ恩典ヲ与ヘ国有林ノ保護義務ヲ負担セシムルハ却テ林業経営上有益ナルヘシトノ見地ヨリ二十四  
年十月勅令第二百二号ヲ以テ官有森林原野特別処分規則ニ左記ノ追加ヲ為シテ委託制度ヲ復旧」したのである。

(ここで「追加」とは「第五条農商務大臣ハ森林保護ノ為メ必要ト認ムルトキハ制限ヲ附シ地元人民ニ森林ノ副産物ヲ無料ニ  
テ採取セシムルコトヲ得 第六条農商務大臣ハ森林手入ノ為メ採取シタル産物ノ全部又ハ一部ヲ手入料トシテ下付スルコトヲ  
得」である。<sup>(19)</sup>)

こうして政府は国有林野産物の慣行特売制度、委託林制度を創設したが、これらは七八年の内務省達・部分木  
仕付条例に端を發する部分林制度などとともに、国有林経営のいわゆる地元施設制度として農民の慰撫と国有林  
の保護管理に一定の役割を果すことになる。

まず、これら地元対策は九九年、国有林野法が制定されて体系的に整備される。この時期は森林法が制定され、  
国有土地森林原野下戻法が成立するとともに、いわゆる国有林特別経営事業が開始され、国有林の経営事業が経  
営基盤の確立を背景に本格的に始動する時期であるが、さきに見た慣行特売制度、委託林制度、部分林制度、さ  
らには国有地貸付制度などもそれぞれの位置づけをもって国有林野法の中に体系化され、国有林野管理経営の基

本法としての地位を占めるにいたる。そして、これら地元施設制度は以降、特別経営事業が進展し、農民の国有林野下層運動が大きく挫折させられていく中で、薪炭材の慣行特売を基軸として地元農民を掌握し、国有林野の保護管理を十全ならしめ、明治末期からは地元農民の労働力を国有林造林事業の労働力に広範に組織化していく労働力調達機構としての役割に転化していく。

国有林経営の地元施設制度は慣行特売制度を中心に、いずれも国有林各地域の中で東北国有林ととくに深い関係をもつものであり、第二次大戦後の「高度成長」初期にいたるまでさまざまに変化しつつ地元山村において大きな役割を果すのであるが、ここではその制度的性格を最も集中的に表現している委託林制度をとりあげ、その基本的特徴をみておこう。

委託林制度は、国有林野法(九九年・法律第八五号)では「第十八条国有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ其ノ委託者ニ林野産物ヲ譲与スルコトヲ得」によって法的基礎を与えられている。その具体的な内容は、受託者は委託林野に関し「一火災ノ予防及消防 二盗伐、誤伐、冒認、侵墾其ノ他ノ加害行為ノ予防及防止 三有害動物ノ予防及駆除 四境界標其ノ他ノ標識ノ保存 五稚樹ノ保育 六大林区署長ノ命ニ依リ手入ヲ為シ又ハ看守人ヲ配置スルコト」の「義務」を負い、その代償として「一末木、枝条及枯倒木 二手入ノ為伐採スル樹木 三自家用薪炭材 四土地ノ資質ヲ為ササル副産物」を「譲与」されるわけである(国有林野委託規則・九九年・勅令第三六四号)。

ここで第一に注目されるべき特徴は、国と受託者の間の関係は権利と義務の関係ではなく、恩恵と義務の関係であり、産物の「譲与」はあくまで「譲与」であって受託者の用益権を規定したものではないことである。この

点は「譲与」される産物が定められた毛上に限られていること、また「受託者ニ譲与シタル産物ノ材積又ハ数量予定額ニ達セサルトキト雖受託者ハ其ノ補足ヲ請求スルコトヲ得ス」(国有林野法施行規則・九九年・省令第二五号)ということからして明らかである。このことはさらに、委託規則で「左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ハ委託ヲ解除スルコトヲ得」として「一受託者第四条ノ義務ヲ怠リタルトキ 二受託者其ノ委託林野ニ関シ罪ヲ犯シタルトキ 三委託林野ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要生シタルトキ」を掲げ、「前項ノ規定ニ依リテ委託ヲ解除シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償セス」としながら、受託者が「委託林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ受託者ハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス」(同)とされていることにもよく示されている。<sup>(20)</sup>つまり、明治政府は農民の入会権を権利として法認したのでは勿論なく、政府によって任意に与えられるべき恩恵として規定し、これに対して農民の保護義務を規定したのである。

第二は、既存の部落秩序が暗黙のうちに前提され、受託者の国有林に対する義務と責任は部落住民の連帯責任において行なわれるべきものとされている点である。この点は、国有林野法および委託規則にいう「市町村又ハ市町村内ノ一部」というのは実態として部落に他ならないこと、そして委託林設定に際して大林区署長に提出すべき規約書には「一林野保護ニ関スル負担方法 二産物ノ採取及分配ノ方法 三違約者、犯則者又ハ犯罪者ニ対スル処分方法」などを記載させ(施行規則)、「大林区署長必要ト認ムルトキハ産物ノ採取人ニ入林鑑札ヲ交付」(同)させ、「受託者其ノ林野ノ管理者ヲ選定シタルトキハ其ノ氏名、住所ヲ大林区署長ニ届出」(同)させ、そして「受託者タル市町村又ハ市町村ノ一部ノ住民委託林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ受託者ハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス」(委託規則)としていることからして明らかであろう。<sup>(20)</sup>こうして政府は農民の入会権の解体と国有林に対する

保護義務・責任を、これまで入会権が存続してきた他ならぬ部落共同体の秩序を利用しつつ、その成員の連帯責任によって保証しようとしたのである。

右のことから明らかなように、大小林区署官制が始動し、農民の反抗が燃え広がる中で登場した委託林制度は、下戻運動が志向する農民的土地所有の形成を根底から否定するものであることは勿論、農民の入会権をもこれを根本的に解体させ、それを政府の農民に対する恩恵と農民の国有林に対する保護義務に転化させ、これを基軸として国有林の消極的な防禦から積極的な保護管理のための協力組織へと部落共同体の秩序を再編していくことに主要なねらいがあったといつてよく、国家的土地所有を確立し、特別経営事業を開始するためのまさに露払いの役割を果すべきものであったといつてよい。そして、このような基本的性格に関するかぎり、ひとり委託林制度のみのものではなく、慣行特売制度をはじめとする国有林野の地元施設制度全般に共通するものであったといつてよい。

とはいえ、このような性格のものにしろ委託林制度そのものについては明治政府はその運用にきわめて消極的であり、農民に一定の幻想を与えつつ明治期を通じてほとんど運用することがなかったのであり、後に論ずるように特別経営事業が終りに近い大正中期、小作争議と労働運動の高揚の中で林区署においてもようやく労働問題が登場して、はじめて積極的な活用にあみきるのである。

九〇年代から特別経営事業期を通じての国有林野の地元対策は、右のような委託林制度に集中的に表現されている政策目的の下に、ほとんどもっぱら薪炭材の慣行特売制度の運用によって行なわれたのであり、委託林制度そのものについては各地の旧慣が国有林野経営の必要度に応じて、農民のより制限的な利用とより厳しい義務を



もつて最少限度に黙認されたにすぎない。その理由は、一つには国有林経営の發展度からして未だそれが不可欠というにいたらなかつたことにもよるが、より基本的にはこの制度が、薪炭材の慣行特売制度などに比較して「国有林ノ施業ヲ制限セラルルノ嫌アルノミナラス分離スヘカラル一種ノ權利關係ヲ醸生スルノ虞アリ」としたからであらう。<sup>(21)</sup>

こうして、九〇年代初頭から秋田でも薪炭材の慣行払下げが、地元施設制度の支配的な形態として開始された。この時期は、ことに一九〇〇年代に入ると、日本資本主義の興隆とともに木炭需要が急増し、鉄道等の発達によつて木炭の生産圏も全国的に拡大し、その中で岩手・秋田・山形など東北諸県が新興主産地として發展するが、<sup>(22)</sup>このようなか中で秋田大林区署管内（當時は未だほほ秋田県のみで、山形県が編入されるのは大正初年からである）でも九〇年代を通じて薪炭材の立木処分量が増大し、地元農民への慣行払下げ量も増加していく。

しかし、九九年から特別経営事業が開始されて以降は、防火線の設定、火入れの厳禁、保護・撫育・造林の進展など国有林野事業の展開にもなつて、薪炭材の立木処分量は一九〇〇年代初頭から明治末年まで漸減し、發展する木炭生産の中で原木基盤の国有林への依存は大きく制限されることになる。この過程は何よりもまず地元農民にとっては、草肥・秣・山菜の採取など国有林野の利用慣行が一層制限される過程に他ならなかつたが、その中で地元施設制度の中心をなす薪炭材の払下げ量も停滞傾向をたどらざるをえない。こうして、農民の国有林野利用はさらに再び制限されつつ大正期に入るのであるが、しかし、こうした紆余曲折をたどりつつも薪炭材の慣行特売は、東北国有林の地元施設制度として一貫して着実に、農民の不満を鎮撫しつつ彼らを国有林の保護・撫育に、さらには造林労働力として組織化していったのである。

つぎに、薪炭材の慣行特売がはじまった一八九〇年前後から、特別経営事業開始後間もない一九〇〇年代初め頃までの、薪炭材払下げをめぐる地元部落の事情を如実に示している二つの資料を掲げておこう。<sup>(23)</sup>

## 上 申 書

本村国有林は往古より上岩川村の内字小新沢村字羽立村字滝の上村、字新屋敷村、字勝平村等の数部落にて青木(杉、檜)養成保護し来り、旧藩の制には青木無代下刈として、毎年以上の部落の者共伐採せり。その方法順序たるや、現今国有林雑木払下に付、既往三ヶ年の予算個処を画定せし如くにして、其の下刈すべき森林を、木山方役人並に其の当時の御山守等の立会を以て、年々歳々区域を定め、青木下刈を為す。以て製炭を業とせり。今日鬱蒼たる杉、檜林至る処森蔽を為せるは、実に旧藩中以来濫伐、暴行を制止して其の保護方法の宜敷きに因り、年々無代にて下刈りして青木の成長を助ければ、今や視るとして繁茂せざる地なし。

然るに廃藩置県林政の整うに随い、明治二十六年中初めて旧藩中よりの縁故を以て御払下願提出せるに、時世変遷せしと雖も、その功一朝にして煙せざる事なれば、親しく御考察相成候上終に御指令となり、爾来引き続き御出願の都度々々御許可相成居候

就中先年中より現今制定しある予算個処の区画設けられたるは、要するに部落に対し上岩川村国有林雑木二十年間にて一周と制定せられたるものなり。而して本年御払下を得べき予定ヶ所は字黒森沢の内小字湯の沢なり。依て順序に従い、同沢を出願すべき処なり。然るに同沢は目下上岩川村に於て土地下戻し申請中の土地なれば、出願の手續に及ぶも上岩川に於て、後日故障相生じ、是が為御指令方延日となり、又は願出空しく却下の運命に遭遇するの結果に終るは実に願人間の休戚に至大の干係を及ぼすものなれば、明治三十五年度の予算ヶ処の出願の勝れるを慮り茲に一同協議の末出願仕候次第に有之候

各部落の製炭事業は事小なれ共、古来此地における一名産にして、随って命脈の榮古に殆んど関するものなり。将来益々交通機関の使用により発達すべく、又望を嘱すべきものは此の一道のみ。昨今道路開鑿以來願に郡外に輸出すること年々少しとせず、今や氣候順に向ひたれば、郡内は勿論男鹿半島並に土崎等には殊に水陸共に運用に至便なりければ、得意先には着々製品を輸送しつつあり、優に以て農業米作と拮抗するの一大名産たり。

聞説契約しつある石油鉱業は、明年を以て某社製油に従事せんと計画しつある折柄なれば、今後益々製炭需要多かり、されば、本村経済界は殆んど炭価に随伴せられること察するに余りあり、斯る次第故、一朝不幸にして端なくも雑木払下の一道に支障を来したらんには頗る非境に陥り経済界の一斑は云うは更なり、由来此の業を以て一家の生計とし、妻子糊口を凌ぎつつある者は其の途を失ひ、暗夜尚燈火を失えたる如く、昨日まで拭え来たる経済界を墮落すべきに付、特別の御意見を以て明治三十五年度ヶ所を本年度より順次繰り下げ、間断なく御払下され度此段謹みて奉申上候也。

明治三十四年七月十二日

山本郡上岩川村一九二番地

飯塚 永助

秋田大林区署長

林務官 中山 斧 吉 殿

請 願 書

本村は交通運輸の便を欠き、往昔より一に官林の恵沢に俟たずんばならず、故に過ぐる明治二十六年中、能代小林区署对小新沢部落において、本村官林字黒森沢外三ヶ沢に於ける雑木払下区域の規約確立せり。左の如し

一、字黒森沢に於て一〇区域 一、字大荒沢区域に於て四区域 一、字滝の沢に於て三区域 一、字杉沢に於て三区域  
計二〇区域

之れを巡伐として当該署長の承認を得、右四ヶ沢官林にありて放火、盗伐其他の被害を防止保護及、又官林の道に於て必要なる人夫は当部落民に於て諸事を打捨て何時にても繰出す規約実行せんとしつありき。然るに先年以來字黒森沢小字ネバの沢外五ヶ区域における雑木は、南秋田郡内川村へ、字滝の沢小字倉の沢二ヶ区域は字落合部落へ払下せりと。果して然りとせば先きに契約したる巡伐区域に大変動を来たすのみならず、追うて当部落民の安老消長に至大の影響を及ぼし殊に近來人口繁殖に物価騰貴の折柄、若しも巡伐区域に欠亡を生じ、製炭事業中止する如きあらんか、部落細民は何により糊口を凌がんや、前途甚だ憂慮に耐えず、依而明治二十六年中締結せる規約の如く、当部落民へ御払下被成下窮民御救助相成度此段及申請候也

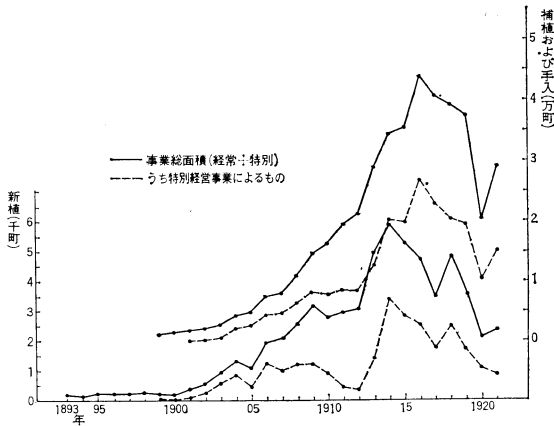
国有林における労働組織の形成と展開(一)(奥地)

明治三十七年九月

小林区署長

林務官 武田正次郎殿

第1図 造林事業実行面積の推移



- (注) 1. 秋田営林局史および秋田大林区署事業統計書による。  
 2. 1898年までは、補植および手入面積は不明。  
 3. 1913年以降は、山形県下7署の事業が加わっている。

山本郡上岩川村小新沢部落総代

(2) 保護・造林労働組織II部落組合の育成

明治三〇年代初頭までに確立された国有林野の経営基盤とその管理経営機構を基礎として、政府は九九年から国有林経営史上いわゆる特別経営事業を開始した。この事業は、不要存置林野を売り払い、その収入を財源として要存置林野の実測・施業案の編成・民有林野の買上げ・林道開設・無立木地への造林などを行ない、日本資本主義の増大する木材需要に応じて国有林における木材の保続的生産体制を早急に確立せんとしたものであり、同事業の開始によって造林事業もようやく本格化した。同事業が終了する一九二一年までに行なわれた造林事業の総面積は、無立木地への造林だけでも三〇万町歩にのぼった。

秋田大林区署管内においても「計画的に造林が実施されたのは、明治二二年頃からで」（『局史』一七四頁）あったが、それが本格化するのはいはり特別経営事業の進展過程においてであった。第一図で造林事業の進捗状況を新植面積の推移で見ると、九〇年代末までは年間二〇〇町前後にすぎなかったが、同事業開始以降は經常経営（伐跡地への造林）・特別経営（無立木地への造林）合わせて漸増し、〇四年には一〇〇〇町をこえ、明治末には三〇〇〇町をこえ、一四年には六〇〇〇町歩にたっしている。

この造林事業の実行形態にはいわゆる直営事業と請負事業があったが、いずれにしる「人夫」を調達し、作業を常に直接指揮監督し、小林区署から賃金の一括支払を受けたのは、いわゆる「受負人」であった。<sup>\*</sup>ただし、明治期では造林はおおむね地元在来の技術に依存する他なく、国有林経営の最末端機構である小林区署―保護区が育林生産過程を直接推進する体制も、また直用の現場監督労働者層も未だ形成されていなかったのである。特別経営事業開始直後の一九〇一年に出された造林事業施行上注意事項（大林区署長宛山林局長内訓第六六号）が「造林時期ニ際シテハ小林区署長ハ自ら出張監督シ尚署員ヲシテ实地監督ヲ行ハシメ其ノ使用人夫ノ熟否事業請受人ノ善悪並実行施業ノ適否ヲ査閲シ」と指示しているのも右の事情によるものである。<sup>\*</sup>

\* 島俊雄『明治時代における造林事業の実行形態』には、「受負人」が小林区署に提出した「人夫雇傭供給見積書」や「造林事業人夫雇傭受負契約書」の実例が多数掲げられている。

\*\* ちなみに、「特別経営造林事業施行の爲俄に大面積の植栽を行った明治四十年前後には、或は吉野地方の杉種子を用ひて苗木を養成し又は関東地方より杉苗を購入して植栽した許りでなく、一人の監督吏に数百町歩の植栽を担当せしめた……が、斯の如く過大の造林面積を担当せしめては監督不行届の結果、其の成績が不良であるのを免れないのであり……」——和田国次郎「青森櫛林及秋田杉林の択伐作業に就て」（『林学会雑誌』一九三〇年一月）。

国有林における労働組織の形成と展開(一) (奥地)

事業の形態が直営であれ請負であれ、生産的労働力である人夫はつねに国有林野地元部落における農民の季節的労働力であった。当時は事業期間も未だ短期間のものであり、農民の季節的労働力を調達すること自体は必ずしも困難ではなかったが、国有林経営にとつての問題は農民の生産的労働力としての質にあった。つまり、農民の労働力は造林労働力としては年間数日ないし一〇数日しか稼働せず、生産的労働力として低次かつ未熟練な労働力であり、したがって造林事業の遂行のためには農民を造林労働力として鍛冶し育成することが不可欠の条件とされたのである。さきの内訓第六六号は「更新地ニ於ケル造林成績ノ良否ハ主トシテ植栽種苗ノ健否植栽人夫ノ練否及植栽季節ノ適否ニ職由スヘキヲ以テ之ヲ採択スルニ当リテハ十分之ヲ精選」することを指示し、さらに「造林事業ハ熟練ノ人夫ヲ使用スルト否トニ由リ其ノ成績ニ於テ甚シキ径績ヲ生スルモノナルヲ以テ其ノ将来ニ継続スルモノノ如キニ在リテハ可成同一地方ノ人夫ヲ使用シ漸次之ヲ練養スルノ方針ヲ以テ懇篤指示スヘク又其ノ使役スル多数人夫ニ対シテハ適當ノ方法ヲ設ケ勞力ノ効果ヲシテ増大ナラシメンコトヲ期スヘシ」と指示している。<sup>(24)</sup>

しかし、明治期においては、造林人夫を「懇篤指示」し、これを「練養」するためにも、何よりもまずその中心的担い手となるべき現場の技能労働者層が未だほとんど形成されていなかった。当時、造林事業を「実地監督」できるとすれば、それは小林区署々員であったが、事業遂行組織<sup>\*</sup>生産的労働組織を形成する上で何よりもまず必要なのは、ともかく現場作業に熟練し、作業の指揮監督を行ないうる「人夫頭」ないし「伍長」であり、これが未だ形成されていなかったのである。国有林は〇四年には「造林地巡守に関する内規」を設けて林野巡守の育成を図るが、これは森林の保護を主な任務とするものであり、また熟練人夫である「造林定夫」が主として直営

事業における最末端の管理的労働者として登場するのは大正期以降のことである。特別経営事業期における国有林野経営の末端機構は、事業を直接掌握管理しうる技術官吏はきわめて不足しており、また作業を直接指揮監督しうる基幹的労働者は無きに等しく、保護管理機関としてはともかく、事業実行機関としては未だその内実を具えていなかったのである。

\* 「第七十六条 小林区吏其分担区ニ係ル造林作業ハ各部施行ノ区域種類方法及賃金額等実地ニ付詳細ニ小林区署長ノ指示ヲ受ケ之ヲ執行スヘシ 第七十七条 小林区吏造林作業ノ施行ニ於テ日傭作業ニハ日々臨場シテ之ヲ督察スヘシ」——「小林区吏服務条規」(一八八六年・農商務省造林第二七二号の三)

特別経営事業期の国有林経営は、こうして造林事業の推進に際しては生産的労働の組織化を経営の外部に求める他なく、事業は主として「受負」の形態で行なわれた。当時の「受負」は、作業管理機能をともなった人夫供給請負であり、「受負人」は「事業用トシテ使用者ノ指揮ニ従ヒ前記ノ単価ヲ以テ日々所要ノ人員ヲ其ノ使役ニ供」するだけでなく、「使用者ノ指定シタル官吏ノ指揮監督ヲ受」けつつ、「始終現場ニ臨在シ職工人夫ノ取締ヲ為」した<sup>(26)</sup>のであるが、国有林経営はさしあたりこの「受負人」を掌握することによって間接的に生産過程を管理・統括する他なかつたのである。

とはいえ、国有林造林事業の「受負」形態は、鉦山・港湾荷役・土建・運送などの諸事業におけるようなフォージェル・フライな労働力を基盤とする本来的な労務供給請負<sup>(26)</sup>では勿論なく、その労働力は国有林野の地元農民であり、労働力の供給は地元部落を基盤とし、その部落共同体的秩序を媒介として行なわれたのであって、この点はひとしく国有林にあっても伐出事業のそれとは異なる育林労働組織の特徴をなすものであろう。

さて、国有林経営がその成立過程で官林の保護・管理のためにまず依存しえたのは、藩政期来の部落共同体であったが、しかしその林野利用・保護のための共同体的秩序は明治維新後一八七〇年代末までに大きく弛緩しており、その後は政府の土地官民有区分による入会地の官林化と保護・取締りの強化による農民の閉め出しがその解体を大きく促進した。したがって国有林が大小林区署管制によって、その保護・管理のための機構とともにその基盤をも強化していくためには、何らかの形でこの部落共同体的秩序を新たに再編成することが何よりもまず必要であった。そして、そのための当面最も有力な楨杵として設定され利用されたのが他にもない、さきに見た地元施設制度であったといつてよい。

成立期の国有林経営はすでにみたように、大小林区署官制の施行によってその管理経営体制を整備し、八九年の町村制施行をもふまえつつ、翌九〇年から地元施設制度を実施するが、その運用を通じて追求された目標はまず第一に地元農民の不満・抵抗を慰撫し、彼らの愛林思想を再興することによって国有林の保護・管理基盤を安泰ならしめるとともに、第二にそれを旧来の部落共同体的秩序の再編とその共同体的規制の上からの強化を通じて、より積極的な保護・管理のための地元部落秩序を創出することにあつたといつてよい。さきに見た委託林制度に関わる諸規定、すなわち、国有林に対する火災・盗伐予防をはじめとする広範な保護義務・その負担方法・産物採取と分配の方法・犯則者に対する処分などに関する規約の作製義務、代表者の届出義務、損害の賠償義務等々は、まさにこの部落共同体的秩序と規制の上からの再編・強化をねらったものに他ならない。

こうして成立期の国有林経営は、地元施設制度利用の必須の条件として地元部落における国有林野の利用＝保護組合、つまり、いわゆる部落組合の組織化をうち出し、積極的にこれを推進し、そしてこの新たに形成された



組合を基盤とし、その強化を通じて新たな共同体的秩序の創出を推進していくのである。

\* 今日なお国有林地帯で森林保護組合・愛林組合・薪炭払下組合・森林労働組合等々の名称で存続しているもの多くは、一つはこの時期に形成されたものであり、いま一つは大正中・後期に形成されたものとみてよい。

このような中で前項末尾の資料でみた山本郡上岩川村でも九二年に、小新沢森林保護労働組合が結成された。その形成過程をみると、一八九〇年同村小新沢部落が飯塚永助を部落代表として蕨根の払下げを小林区署に出願して許可され、翌九一年には款冬（ふきの別名）他七種の山菜払下を出願して許可されたが、折から官有森林原野及産物特別処分規則の制定によって「益々団体的行為の有利なるを悟り」、翌九二年小新沢部落を主体として、滝の上、羽立、新屋敷、勝平の五部落の希望者五八人で規約組合を組織したものである。それと同時に薪炭原木の払下げを出願し、翌年許可されているが、同組合の規約書および薪炭材払下げの許可通知を掲げると、つぎのようである。<sup>(27)</sup>

#### 規約書

第一条 本規約は左の目的を以て組織す。

第二条 居村官山字大荒沢、同黒森沢、字滝の沢、字杉沢右四ヶ山、爾来拙者共一同協力見継守護して、盗伐放火等の憂を  
停防すること。

第三条 拙者共見継守護したる官山において、正当の手續きを履み、払下得べき限りのものは払下を得て生活の一途に相充  
つること。

第四条 該官山中において皮剥、盗伐及び放火等をなしたるを見、認むる時は取押え、直に告発し及び放火現地に出願人一  
同出張して消火すること。

第五条 私林売買若しくは用材として伐採する時と雖も、林監理者及び官林払下物部理代人の認を得ること。

国有林における労働組織の形成と展開(一)(奥地)

第六条 私林、杉、檜、造材品売却若くは居村川上より搬出する時は、小林区署員又は官林物出願部理代人へその理由を届けて、必ず之が認を得ること。

第七条 本村官山において払下許可外の物品を伐採し若くは窃取したるを認めたる時及び、又は搬出するを認めたるにおいて、直に小林区署員へ部理代人若しくは監督者より上申すること。

第八条 杉造材品、丸太、寸甫、雜割、下駄、太板等川下げ又は駄送の節は、予め小林区署員の認を得るものとす。若し無認品にして川流し等をするものある時は、如何様の御処置せらるるも決して異議を唱え申間敷、且つ右に對する一切の費用共本人之を負担すること。

第九条 前諸条の規約に背くのみならず払下木外等濫伐せる虞れある時は、此の規約人一同現場を査察し総ての費用は違反者より差し出さしむ、且つ除名すること。

第十条 爾後継続官山林を払下ぐるに便利にして、且つ官林繁茂を謀らんが為め、官林払下関係村より、四名以上の評議員を立たしめ充分林政を確立せしめること。

第十一条 前条規約左の人名を以て特に監督せしむること。

明治二十五年 月 日

以下全員（五八名―筆者註）署名捺印

秋田大林区署指令山丁第三三三号

山本郡上岩川村 工藤菊太郎外五十七名代理

飯塚永助外一名

明治二十五年十一月二日出願

山本郡上岩川村字黒森沢官（山）小字弥左衛門沢外三ヶ処

一、雜木 一万七千五百七十三本

材積 四百五拾七棚九分

此代金 九拾壹円五拾錢也

右松下願之件聞届く、売買契約締結方能代小林区署へ申出べし。

明治二十六年三月三日

秋田大林区署長

林務官 戸 沢 重 見

右のように、この組合は村内四官山において「盗伐放火等の憂を停防」し、「皮剥、盗伐及び放火等をなしたるを見、認」めた時は「取押え、直に告発し」、「出願人一同出張して消火」し、「私林、杉、檜、造材品売却若くは居村川上より搬出する時」あるいは「杉造材品、丸太、寸甫……等川下げ又は駄送の節」でもあらかじめ小林区署員の承認をえ、これらに違反する者には必要な弁償をさせた上で除名する等の義務を組合員一同が責任をもって履行する、それに対して「官山において、正当の手続きを履み、松下得べき限りのものは松下を得て生活の一途に相充」てるものとし、これらのために「評議員を立たしめ充分林政を確立せしめる」とするものであり、地元施設制度の発足を契機として組織された薪炭材松下げ保護組合の一典型をなすものである。

この村は「往古より…青木(杉、檜)養成保護し来り、旧藩の制には青木無代下刈」をして「製炭を業」としてきたものであり、九三年以降は「御出願の都度々々御許可相成」、「上岩川村国有林雑木二十年間にて一周と制定」(前項末尾の「上申書」より)されるのであるが、以上にみられるのは、第一に明治絶対主義的政府の下、成立期国有林に対する地元農民の恩恵⇨義務の関係の形成過程であり、第二に確立しつつある国有林保護管理・警察機構の最末端機関としての部落組合の形成過程であり、第三には、旧来の入会集団である部落の共同体的秩序⇨規制に対する上からの再編・強化の過程であらう。

国有林における労働組織の形成と展開(一)(奥地)

部落組合は、こうして九〇年代を通じて東北国有林の地元山村において数多く形成されていくが、しかし九九年から開始される特別経営事業の展開過程でその性格は一定の変化を上げていく。すでにみたように造林の進展をはじめとする国有林野事業の展開は草肥・糞・山菜採取など慣行的林野利用を一層制限するとともに、薪炭材の慣行払下げ量をも停滞させ、農民の林野利用は一層制限されるのであるが、一方これと交錯しつつ国有地下戻運動が高揚し、盗伐も秋田管内の被害材積では一九〇六年に一つの頂点にたっし、その後も被害材積は漸減するが、被害は小口化しつつ件数では大正初期までむしろ漸増していく。このような中で部落組合もさまざまな変化をとげるが、総じて最も大きな変化は、従来の国有林野保護組織から造林労働組織への変質であろう。

この変化は大正中期から顕著になるのであって未だ広範なものではないが、しかし特別経営事業にともなう造林事業の進展は一部の組合に、従来の保護義務に加えて造林事業への出役義務をも賦課するのであって、こうして部落組合は国有林造林事業の労働力調達機関、あるいは同事業への労働力供給組織としての性格を濃くしていく。そして、それにともなつて、部落農民は「賃労働者」化し、かつて入会権の否定を基礎として恩恵として与えられた国有林野産物の利用は、いまや彼らの低劣な造林賃金を補完し、それを条件づける現物賃金へと転化する。彼らの「義務人夫」としての「出役」は、半封建的土地所有の基柱としての国有林<sub>||</sub>地主経営に対する「雇役」<sup>(28)</sup>に他ならない。

この過程はまた、部落組合の共同体的秩序<sub>||</sub>規制が国有林経営によって上から再編・強化され、その中で国有林への保護・出役義務が部落秩序を通じて全部落農民に貫徹していく過程である。特別経営事業の展開は総じて、地元部落の林野利用を一層制限し、また各部落が受けとる恩恵の量を圧迫し、かつ不安定化した<sub>||</sub>が、このことは

恩惠授与を生存の条件とする地元部落に対して保護・出役義務を一層強く強制し、組合機構を通じてまず全組合員を拘束する。ところがこの場合、組合の内部機構は当然にも旧来の部落秩序と重畳しており、組合の代表者はすなわち部落の有力者（部落の上層に位し、部落総代や国有林の林野巡守を兼ね、薪炭商を営むなど）である場合が多く、したがって薪炭材採取・採草・山火警防・消火・各種作業出役など山村農民の生産と生活に密接にかかわる事項の取決めと執行は、この部落の有力者によって部落秩序を媒介としつつ行なわれ、こうして、国有林野をめぐる組合の定めはたんに組合員にとどまらず、全部落農民に影響し、これを拘束していく。本項のはじめにみた造林事業の「受負人」は東北においては通常、この部落組合の代表者であり、国有林経営はこれを上から掌握し、組合機構および部落秩序を通じて「雇役」を調達し組織化していくのである。

このような特別経営事業の展開過程で、さきの小新沢森林保護労働組合もあるいは国有林の下戻を試み（前掲上申書）、あるいは小林区署の払下げ「契約」無視（他村への払下げ）に対して請願書（前掲）の提出を行ないつつ部落組合として存続していくが、その過程で特別経営事業期を通じて国有林造林事業への出役組織としての性格を強めていく。つぎに掲げる規約書は、同組合がさきの九二年の規約書を一九〇四年に「更正」<sup>\*</sup>し、一九一七年に「作製」したものであるが、その第六条「国有林ニ於テ各種ノ事業経営上時季ヲ要スルコトニシテ当局ガ労働夫ノ供給ニ困難ヲ感シ其目的ヲ貫徹セラレサル事アルトキハ組合員ハ出来得ル限り尽力ヲ為シ其目的ノ遂行ニ努力スルコト」はこの変化の過程を端的に示している。

\* ちなみに、この同じ一九〇四年に提出されたさきの請願書は、「又営林の道に於て必要なる人夫は当部落民に於て諸事を打捨て何時にても繰出す規約実行せんとしつゝありき」として「契約」の履行を請願している。

規約書

第一条 本規約ハ左ノ目的ヲ以テ組織ス

第二条 上岩川村字大荒沢同黒森沢同滝ノ沢同杉沢四ヶ国有林ハ爾來拙者共一同協力見継守護シテ盜伐及放火等ヲ停止スルコト

第三条 拙者共見継守護シタル国有林ニ於テ正当ノ手續ヲ履ミ払下ヲ得可キ限りノモノハ其筋ノ許可ヲ得テ生活ノ一途ニ相充ツルコト

第四条 該国有林中ニ於テ盜伐及放火等ヲ見認メタルトキハ直ニ保護区官舎ヘ通知スルコト

第五条 一朝不幸ニシテ右国有林ニ放火若クハ失火等ノ發生スルコトアル時ハ規約組合人又ハ其代理人一同其現場ニ出張シ極力消防ニ尽力スルコト

第六条 国有林ニ於テ各種ノ事業經營上時季ヲ要スルコトニシテ当局ガ労働夫ノ供給ニ困難ヲ感シ其目的ヲ貫徹セラレサル事アルトキハ組合員ハ出來得ル限り尽力ヲ為シ其目的ノ遂行ニ努力スルコト

第七条 前項以外ノ事項ト雖モ苟モ国有林ノ保護經營上有利ノ事ニシテ多衆ノ協力ヲ要スル場合ニハ本規約員一同ハ応援ニ勉ムルコト

第八条 本規約ニ背クモノアルトキハ規約組合ヨリ除名セラルルモ異議ナキコト

第九条 將來左ノ事項ヲ議センカ為メ関係部落ヨリ各式名以上拾名以下ノ評議員ヲ置ク

一、国有林産物払下ニ関スルコト

一、国有林保護其他緊急ノ事項發生シタルトキハ是レガ臨機ノ処置ニ関スルコト  
右規約一同確守ノ証トシテ左ニ署名捺印ス

大正六年二月八日

山本郡上岩川村 工藤菊太郎外九拾參名

備考

明治二十五年右同様規約書調製同明治三十七年更正シ前記大正六年作製ノ上現在ニ至ル

- (12) 小林三衛『国有地入会権の研究』、同「林野所有の形成」(潮見俊隆編『日本林業と山村社会』第一章)、前掲『入会権の解体Ⅱ』などを参照。
- (13) 「盗伐ノ害及ヒ其保護」(『大日本山林会報告』一八八五年一月)三二四頁。
- (14) 前掲岡村六八頁(笹沢魯羊『下北半嶋史』九二頁)、および岡村七二〇三頁。
- (15) 前掲『局史』七二〇七五頁。
- (16) 『大日本山林会報』(第一四三号・一八九四年)六〇八頁。
- (17) 「官林ノ濫伐盗伐ヲ慨嘆シテ柚夫ノ生計ニ論及ス」(『大日本山林会報告』第二四号・一八八四年)五二〇五三頁。
- (18) 辻瀬洲『森林制度改革新論』一三四頁。
- (19) 前掲『史要』二七八頁。
- (20) 中尾英俊「林野利用の諸形態」(前掲『山村社会』第二章)、同『林野法の研究』、『共用林野制度実態調査(Ⅱ)』(林野庁・一九五八年)、『共用林野制度の沿革』(林野庁調査課)、前掲『史要』など。
- (21) 前掲『史要』二八一頁。
- (22) 赤羽武『山村経済の解体と再編—木炭生産の構造とその展開過程から—』一五七—一五九頁。
- (23) 長岐喜代次「秋田杉への郷愁(七)」『蒼林』(秋田営林局)第一八二号による。
- (24) 『日本林業発達史(下巻)』(草案)第一章第二節、および前掲『史要』による。
- (25) 島俊雄『明治時代における造林事業の実行形態』五四〇五五頁。
- (26) さしあたり、『林業労働組織の体系化に関する研究』(林野庁・一九六六年)、大山敷太郎『鉱業労働と親方制度—日本労働関係論』鉱業篇—、大島藤太郎『封建的労働組織の研究—交通・通信業における—』などを参照。
- (27) 前掲『蒼林』第一八二号による。
- (28) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』第三章を参照。

## 第三節 国有林伐出事業の開始と伐出労働組織

## (1) 官行斫伐事業の開始と立木処分への転換

わが国有林の伐出生産事業であるいわゆる官行斫伐事業は、一八七八年内務省地理局に官林作業課が設置されたときにはじまる。すなわち「官林ノ樹木ヲ処分スルニ官行斫伐事業ヲ行ヒタルハ……明治ノ初頭ヨリ一部ニ実施セラレタルカ如キモ稍組織的ニ之カ実行ヲ試ミタルハ明治十一年以降」(前掲『史要』)であり、同年、鉄道・電信・鉱山・造幣など他の官営事業と同様「作業費」制度にもとづいて、全国官林中とくに蓄積の多い青森・秋田・木曾・飛騨・美濃・高知などで、組織的に伐出事業が開始された<sup>(29)</sup>。これと同時に政府は官林作業課を設け、同課に植樹・出納の二掛とともに伐木・運材の両掛を置き、伐木規則・伐木掛心得・運材掛心得などを定めてその基本方針を示した。

\* 国有林の伐出生産事業が今日のように製品生産事業と呼ばれるようになったのは一九五八年からであり、明治初期以降第二次大戦後四七年に林政統一が行なわれるまでは官行斫伐事業と呼ばれていた。その後、官行伐採事業、直営伐採事業、直営生産事業、そして製品生産事業と幾度か改称されて今日にいたっている。

いま伐木規則によって政府の方針をみると、「凡ソ伐木ハ伐木掛ニテ之ヲ担当スルモノトス」、しかし「木数寡少又ハ木種貴重ナラスシテ伐木掛ヲ派出スルヲ要セサル場合ニ於テハ植樹掛官吏ヲシテ一時伐木掛ヲ兼務著手セシムルコトアリ」、さらに「木数益寡少木種益貴重ナラスシテ植樹掛ヲシテ兼勤著手セシムルニ足ラサル時ハ立木ノ儘人民ニ払下ケ伐木セシムルコトナシトナサス」として、官林伐出の形態をつぎの三種に区分し、その実行



方法を具体的に規定している。

この規定は、明治初期の青森・秋田・木曾・飛騨など主要官林における伐出事情をよく示していると思われるので、以下、課題に必要なかぎり詳細に掲げておこう。

「伐木規則」(明治十一年六月二十八日允裁)より抜粋

一等伐木トハ故サラニ伐木掛ヲ派出シテ伐木スルヲ云フ

二等伐木トハ殖樹掛ヲシテ一時伐木掛ヲ兼ネ伐木セシムルヲ云フ

三等伐木トハ立木ノ儘請願人へ私下ケ請願人ヲシテ伐木セシムルヲ云フ

### 第二章 一等伐木

第三条 局長ヨリ一等伐木ヲ命セラレタル時ハ伐木掛ニ於テ事業ノ大小運搬ノ便否諸備ノ給料及ヒ其他ノ諸入費等ヲ詳明ニ

計算シ書式ニ照シ伐木費見込簿表ヲ作り出納掛ニ合評シ局長ノ閲覽ヲ経テ内務卿ノ許可ヲ請フヘシ

第四条 右簿表ヲ許可セラルル時ハ伐木場ニ出張シ殖樹掛ヨリ伐木スヘキ官林ヲ受取り木数ヲ改メ鍮印シ書式ニ照シ原木表

三通ヲ作り三通ハ各自ニ配藏シ一通ハ本局ニ差出スヘシ

第五条 伐木場出張ノ上ハ杣日雇木挽等ヲ備入レ杣頭日雇頭木挽頭等ヲ其内ニテ任選スヘシ但シ右ノ給料ハ場所ト時ト米価

ノ高低等トニヨリ参酌ヲ要セサルヲ得サルヘシトイヘトモ左ニ記シタル額ヲ以テ目的トシ米味噌等トイヘトモスヘテ定メラレタル銀行ヨリ渡スヘシ最杣木挽ハ厘代ニテ備フヘシ厘代ハ入山ノ上五日或ハ十日間工事ヲ執ラシメタル上之ヲ定ル者トス

職名	賃給	白米	味噌	塩
杣日雇頭	貳拾五錢	九合	三十三文目	三勺三才
杣日雇代人	拾八錢	九合	三十三文目	三勺三才
杣日雇中廻	拾貳錢五厘	九合	三十三文目	三勺三才
木鼻役	拾貳錢五厘	九合	三十三文目	三勺三才
木尻役	拾貳錢	九合	三十三文目	三勺三才

国有林における労働組織の形成と展開(一)(奥地)

（つづき）

職名	賃給	白米	味噌	塩
川通重り	拾壹錢五厘	九合	三十三文目	三勺三才
小水取	厘			
日	拾錢ヨリ多カラス代	九合	二十三文目	三勺三才
椶乗手	拾錢ヨリ少カラス	九合	三十三文目	三勺三才
椶乗手	拾四錢	九合	三十三文目	三勺三才
椶乗手	拾參錢五厘	九合	三十三文目	三勺三才
鴨乗手	拾貳錢五厘	九合	三十三文目	三勺三才
鴨乗手	拾貳錢	五合	三十三文目	三勺三才
病氣	不給	七合	三十三文目	三勺三才
雨降怪我休	不給	七合	三十三文目	三勺三才

但 病氣怪我休三日限り与ヘサルコト

第六条 前条ノ場合ニ於テ助手ヲ要スル時ハ適宜備入ルルヲ得ヘシ其給料ハ左ニ記シタル額ヲ以テ目的トスヘシ

一等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等	九 等	十 等
四拾錢	參拾五錢	參拾貳錢	參拾錢	貳拾八錢	貳拾五錢	貳拾貳錢	貳拾錢	拾八錢	拾五錢

但 川狩ノ節ハ滞在一日金拾錢巡回一日金貳拾錢ヲ給ス

第七条 杣日雇等編伍ノ法ハ従前ノ慣習ヲ酌量シ務メテ敝整ヲ要シ不勤偽病等ノ弊ヲ敝防スヘシ

第八条 伐木委員ハ常ニ助手以下杣日雇及傭夫ノ勤惰正否ヲ監シ之ヲ黜陟スルヲ得ヘシ

第九条 日暮ノ長短ニヨリ課工ノ時間ヲ増減シ其劳逸ヲシテ偏重ナカラシムルヲ要ス

第十条 雨天其他疾病事故アルトキハ杣日雇ニ休暇ヲ与フルコトアルヘシト雖モ休暇中ハ総テ賃金ヲ給セサルヘシ但半途停

業又ハ遅參早退スルトキハ其時間ノ長短ニ応シ其賃金ヲ差引ヘシ右等ノ場合ニテハ書式ニ照シ簿上ニ明記スヘシ

第十一条 杣取ノ間ハ毎日其木材間尺ヲ改メ書式ニ照シ毎日間知簿ニ登記シ造材日締表十日毎ニ本局ヘ差出造材済総計簿表

ヲ作り同様差出スヘシ

第十二条 伐木出張所及杣日雇小屋等ハ伺定ノ予算ニ照シ適宜建設スルヲ得ヘシ

第十三条 小屋掛用材其他炬火薪炭材等ハ可成悪樹雜木ヲ用ヒ注意シテ良木ヲ用ヒサルヘシ

第十四条 定メラレタル銀行出張人及ヒ出張人ヨリ袖日雇等ニ払ヒ渡スヘキノ米味噌等ハ出張所近傍ニ小家掛ヲ作りテ貸与  
ヘ同所ニ差シ置クヘシ

但右出上来ラサルカ又ハ右小屋ニ差置キ難キ物品アリ一時民家ヲ借り上ル節ハ一ヶ月十五円未満ハ目途金ノ内ニテ仕払  
拾五円以上ハ伺出ヘシ

第十六条 鍋釜風呂桶等桝所ノ必需物ハ適宜買取ルヲ得ヘシ

第十七条 木材切判及ヒ伐木所ノ旗章其他袖日雇等ノ服章ハ雛形ノ通制用スルヲ得ヘシ

第十九条 助手袖日雇其他ノ給料ハ毎十日ニ銀行出張人ニ照会シテ之ヲ払フヘシ但袖日雇等前金借用ヲ請求スルトキハ銀行  
出張人ニ照会シテ一時十日以内ノ分ヲ貸渡シ月末ニ至リ精算勘定セシムヘシ

第二十条 伐木著手前日雇木挽等己ムコトヲ得サル事情アリテ前金借用ヲ請求スルトキハ金百円以上ハ相当ノ抵当物差出サ  
セ該所戸長ニ奥印セシメ銀行出張人ニ照会シテ貸渡サシムヘシ尤抵当物ノ差出方差聞事実不得已場合ニ於テハ篤ト遂調査  
時宜見計身元慥ナル保証人ヲ立テサスカ又ハ該所戸長ノ保証ヲ以テ同断ノ手續ヲ為スヘシ但証書ハ総テ書式ニ從フヘシ

第二十一条 始メテ入山ノ節及山神祭祝日等ニハ夫々慰勞手当ヲ与フルヲ得ヘシ

第二十二条 傭夫給料及米塩味噌其他必需ノ物品渡方ハ出張官吏捺印セル切符ヲ本人ヘ相渡銀行出張人ニ於テ現品ト交換下ケ  
渡スヘシ

第二十五条 伐木跡ハ現材ト伐株トヲ对照点檢シ書式ニ從ヒ現材伐株对照簿表ヲ作り跡地ハ殖樹掛ニ返付スヘシ

第二十六条 伐採セル木材ハ予メ其員数寸間木種ヲ取調簿表ヲ作り局長ヨリ命セラレタル網場又ハ貯木所官吏ニ通知シ木材ト  
共ニ引渡スヘシ但其場合ニ於テハ雙方立会相改メ某ヶ所著材檢知簿表二通ヲ作り雙方連印シ一通ハ貯木所ニ藏シ一通ヲ携  
ヘ帰り局長ニ復命スヘシ

### 第三章 二等伐木

第廿九条 局長ヨリ二等伐木ヲ命セラレタル者ハ第三条ノ手續ニテ伐木費見込簿表ヲ作り伐木掛ニ差出シ同掛ニ於テ精査ヲ  
為シ不都合ナシト認ル時ハ出納掛ニ合評シテ局長ニ出スヘシ

第卅一条 局長ヨリ右簿表ヲ許可セラルル時ハ其額ヲ以テ留メ札トナシ伐木ノ受負入札ヲ為サシメ若シ受負入札ヲ為スモノ

国有林における労働組織の形成と展開(一)(奥地)

無クハ右留メ札ノ額ニテ受負者ト契約シテ伐木セシムヘシ右場合ニ於テハ書式ニ照シ契約書ヲ取置クヘシ

第卅二条 前条ノ場合ニ於テハ常ニ監守人巡視人ヲ巡回セシメ不都合ヲ予防スヘシ

#### 第四章 三等伐木

第卅七条 立木ヲ人民ニ払下ケ払受人ヲシテ三等伐木ニ著手セシメラルル時ハ立合テ樹木ヲ檢シ書式ニ従ヒ樹木引渡表ヲ作

リ引渡スヘシ但引渡材新炭木ニ非ルモノハ一々鉋印スヘシ

第卅八条 前条ノ場合ニ於テハ時々監守人巡視人ヲ相廻シ不都合ナキ様注意スヘシ

さて、明治政府の官林伐出生産は大要以上のような形で開始されたが、しかし、その事業規模は間もなく国有林経営が森林の保護・管理に重点を移すにいたって大巾に縮小され、その形態も官行斫伐事業（一等伐木および二等伐木）は一時中止され、立木処分つまり三等伐木が支配的となった。官行斫伐事業が再び大規模に開始されるのは、日清戦争後日本資本主義が急速に躍進し、軍事力の拡充政策と相まって工場建設・鉄道・造船・杭木・パルプなどの用材需要、さらに都市建築土木用材の需要が激増し、その中で特別経営事業の開始によって政府自身が造船・橋梁など産業用・軍事用の構造材・長大材の産出を行なう方針をうち出して以降、明治三〇年代末からのことである。

このような中で秋田大林区署管内では九一年からまず仁鮒で官行斫伐事業が再開されたが、その事業規模は小さく、一九〇五年以降大規模に実施されるまではやはり立木処分が支配的であった。しかし、ともあれこうして国有林材の伐出生産が開始されると、その実行形態の如何を問わず何よりもまず、それを担うべき生産的労働の組織の如何が問題であった。そこで当初は、さきの伐木規則のように「杣日雇等編伍ノ法ハ従前ノ慣習ヲ酌量」して、これに全面的に依存する他なかつたのであるが、では秋田地方における「従前ノ慣習」とはどのようなも

のであったか。ここでわれわれは幕藩末期における伐出事業の実行形態と労働組織の概要をみておこう。

(2) 封建的労働組織とその継承

秋田藩においては、藩内林政に関わる一切の業務を総括する機関として秋田に木山方が置かれており、これが能代木山方・銅山木山方・御薪方、およびその一級下の御材木場(六場)などの下級役所を通じて、藩営伐出事業をはじめとする諸業務を取締っていた。このうち能代木山方はやや独立的な機関であり、藩内森林蓄積の基幹をなす能代川上地方(おおむね北秋田・山本の二郡)を管轄し、その造林・伐出・売材など一切の業務を専決的に取締るとともに、大館・十二所の二御材木場を支配した。木山方はこれ以外の御材木場、秋田・角館・横手・湯沢の四場を直轄したが、これら六地域の御材木場には林取立役および同加勢が数名置かれ、主として売材事務を行なうとともに最寄地域の造林・伐出・植栽奨励など一般林政の業務をも取締り、現場第一線の役所として林業一切の業務を取扱った。この役所は文化年間に不正材取締を目的として設けられたものであるが、藩営出材・払下木・村私有木いずれの出材を問わず、一切の出材は藩が買受け、民材で自家用以外はすべてここに収容され、需要者にはここから直接売られた。<sup>(30)</sup>

藩営伐出事業は、番山繰(輪伐)による施業計画を基礎として御直杣(藩営斫伐)および御触山(村方請負)の形で行なわれた。御直杣は木山支配人を立てて、あらかじめ経費見積書を提出させ、御仕入銭を交付して伐出させ、事業終了後収支計算させたものであり、その監督は林取立役が行ない、山師を監督するとともに、「山子壱人限、日々之働手札為<sub>二</sub>指出<sub>一</sub>、帳面に認置吟味可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致」(文化六年の林取立役之為<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>申含候演舌覚)、つまり山子(杣夫)一人毎に毎日働手札を差出させて取締りを行なった。

しかし、藩営伐出事業の支配的な形態は御触山、すなわち、能代川上御材木郷九八箇村で行なわれた村方請負であった。この場合は、まず能代木山方において伐出予定森林からの出材量と予定経費を算出した後、伐出請負方を広く村々に廻文し、希望の村に入札させ、あらかじめ作製した中勘(経費見積書)の金額に近いものを落札者としてこれに請負を命じ、川下の際は最寄の土場で下代(役所の下役)・極印役に山師(事業実行に関する村方の代表者)が立会って寸間を改めた<sup>(31)</sup>。

伐出作業は、夏杣と冬杣があり、木羽(木材を薄く割ったもので、屋根葺きに用いた)製造の場合は陰曆三月初旬に入札を行ない作業を開始し(夏杣)、木材(角材・丸太材・保太木・寸甫など)の場合は八月中に入札し、以後伐木が行なうて冬期から春期にかけて搬出した(冬杣)。これは木羽材の運搬は人肩・馬背によって行なうことができたが、木材の場合は積雪期の雪櫃と春期の水勢を利用する他なかったからである。もっとも夏杣による木材搬出が全くなかったわけではなく、その場合は沢畔まで水屋出し(シユラ出し)を行ない、管流し(提出し)をして下流の矢来場まで流出し、そこから筏組みをして能代まで筏流した。しかし、木材の夏杣は溪流の便がある、里山に近い林地でなければ困難であり、また村方の農繁期とも大きく競合するので普通行なわれることはなかった。

藩営伐出事業の経費は、錢および木本米をもって支払われた。木本米の歴史は古く元禄以前にさかのぼり、当時は木材・小羽の伐出は能代川(米代川)流域の村々に村役(公役)として命じられたが、その費用として下渡されたのが木本米であり、それとともに村々は採薪・採草にあつても運上銀を免じられていた。しかしその後、伐出の奥山化にともなうて木本米だけでは経費不足となり、村々が結束してその増額を要求するようになったため、寛延三年(一七五〇)藩は村役による伐出を廃止し、村々からは賦役(木材伐出義務)免除の代りに増本米を徴収し、

事業は入札による村方請負か直札にしたのである。こうして以降、木材・小羽の伐出は村方請負による形態が支配的となり、杣経費は錢および木本米で支払われるようになった。<sup>(32)</sup>

では、藩政末期の労働組織はどのような形で編成されていたのであろうか。この点を直接示す資料は未詳であるが、大正一〇年の『林曹会報』で徳宣馨氏が「今秋田の林業労働組織を索ぐれば、往時藩制木山方当時より一定の制度ありて、上下の階級規律正しく、各其職分を守り山中に起居し、粗食に甘んじ労役に服し、今尚ほ朴訥の美風を存せり」として、つぎのように記述している。<sup>(33)</sup>

木山方当時の伐木所は役所釜前カマド杣小屋の三つに分たれ、役所には木山方の役員ありて、事業の指揮監督をなし至大の威厳を有せり、釜前には小屋司山頭ヤマノチ炊夫手伝テ雑役あり、杣小屋には木戸前キ杣子ノ加勢ありて、各左の職分を有し敢て犯すことなし。

小屋司 役所員の指揮を受け事業上直接の監督をなし、役所員の命令を伝達し、或は事業の状況人夫の願意を上申する等凡て労働者の総頭をなす。

山頭 小屋司の命を受け小屋司の業務を補佐し労働夫の操縦を司る。

炊夫 役所付炊夫と普通炊夫の別あり、役所付炊夫は役所員の炊事に従事し、普通炊夫は労働夫全体の炊事に従事す、當時の口米は捨扶持セツボと称し、凡て木山方より無料にて給せられたるものなり。

手伝 炊夫の手伝をなし、主として食料運搬をなす。

雑役 小使又は薪採取に従事し、其他各種の雑役に服す。

木戸前 一棟の小屋の入口に二人の人夫取締を置く、之を木戸前と称し、小屋司の推薦にかかる小屋中の良人夫なり。

杣子 伐木夫の謂なり。

加勢 道作人夫運材人夫等伐木夫以外の人夫を総称せり。

右にみた労働組織はいわゆる直杣の場合のそれであるとみられるが、村方請負の場合でも「其ノ事業ハ伐木、造材、運材共一種ノ受負事業ニシテ木山方ハ杣入中林役、御山守ヲ派遣シ指揮監督セシムルト雖モ実行ノ責任ハ

落札者ニ帰スルヲ以テ之レニ関涉セサル方針<sup>(34)</sup>であったというように、事業の性格の相異から役所と釜前の関係は異なってくるが、釜前以下の労働組織はおおむね同様であったとみられる。

幕藩期の労働組織はこのように、山子の総頭である小屋司を頂点として、その下に山頭——木戸前——柚子・加勢という厳然たる「職分」秩序を構成していた。この組織において山子の総頭である小屋司は、当然、村落秩序の最上層に位する肝煎・長百姓、あるいは山師につながる上層農民であったとみられ、旧村役時代以来の慣行にもとづいて村落秩序に依存しつつ村内下層農民から山子を調達し、これを柚子および加勢として組織し、山頭——木戸前をして作業を遂行させるとともに、柚小屋——山泊形態によって山子の全生活を取締まらせるなど、事業実行に際しては全山子に対してほとんど絶対的な権限をもって臨んだ。

山泊形態による当時の伐出労働にあつて、その労働条件がいかに苛烈なものであつたかは、村方請負という形態が旧村役に対する木本米増加願をはじめとする村々の広範な抵抗の結果であり、藩側の妥協の産物であつたことからしても容易に想像することができる。藩・木山方は、森林荒廃の激化と伐界の奥山化による伐出労働条件の急激な悪化、それによる村方との矛盾の激化という事態の進行に対して賦役の廃止と請負への転換という形で対処し、前節でみた育林労働の場合と同様に村落秩序の上層部を掌握し、その秩序を楨杆として木材の伐出を遂行したのである。

さて、以上にみたような封建的労働組織は、明治維新以降どのような変貌をとげ、またどのように継承されたか。

すでに明らかにしたように、明治政権の下秋田大林区署でも九一年から官行斫伐事業を実施するが、しかし成



立期国有林の問題の中心は未だ森林の保護・管理にあり、新たな植伐計画も特別経営事業期までは無きに等しく、一九〇四年までは官行斫伐事業は遅々として進展しないまま立木処分が圧倒的な割合を占めた。すなわち、針葉樹用材の立木処分量はすでに九三年には年間三〇万尺メ(約一〇万立米)をこえ、〇四年には五五万尺メ(一八万立米余)以上にのぼったが、これに対して官行斫伐による素材生産量は〇四年においても二万立米に満たなかった。

国有林から立木処分を受け、伐出事業の資本的担い手となったのは木材商人であった。維新直後の立木処分は村方請負の消滅後、村方払下げないしは山師に対する払い下げの形をとったが、間もなく能代木材問屋の山元進出によって山師(山元木材業者)の問屋への資金的従属がすすみ、つづいて東京深川の有力木材問屋久次米商店の能代進出(一八八六年)にみられるように、より大規模な問屋資本が地元木材問屋、山元業者を掌握していく。こうして秋田国有林材は、日清戦争をはさんで明治二〇年代から三〇年代にかけて木材需要が激増し、一方鉄道の開設が進み、機械製材工場が発達する中で、その生産と流通を民間木材商人に掌握されつつ全国市場に大きく結びつけられていくのである。

この時期の木材伐出方法は、藩政期のそれと大きく異なることはなかったが、しかし造材の方法では木羽製造が減少し、造材の種類はほとんど丸太および寸甫(秋田独特の造材法で無節の良材を七尺に伐り、六片にみかん割りして芯を取り去ったもの。桶樽・屋根小羽・天井板等に用いた)に限られ、丸太は七〜一四尺が普通であった。旧藩期と異なり木羽製造が減少しただけに、木材製造にあっても夏柚が漸増してきた。集材の方法は、旧来と同様、夏柚では平落し、水屋出し、土樋集材などが行なわれたが、冬柚では小集材のあと厩囲(マヤガコイ)を行なうようになり、その後冬期に雪樋集材して、両者とも春秋の増水期をまって流送された。この時期の伐出過程の技術的改善

は水運・流送過程において最も顯著であり、米代・雄物・子吉の三大河川を中心として永久的矢来の設備や筏集積場の整備などが行なわれ、滞材の調節と運材の迅速化が図られた。<sup>(36)</sup>

右のように伐出技術の面では若干の進歩がみられたが、労働組織そのものは未だ旧態依然たるものがあつた。大小林区署官制の下、伐出事業の管理機構は木山方のそれから林区署および民間木材会社のそれに変化した、労働組織そのものは旧藩期のそれをほとんどそのまま踏襲する形で編成されていた。すなわち、伐木所では役所は当然設けられなかったが、旧来同様に釜前と柚小屋がおかれ、釜前には会社から派遣された係員とともに小屋司・山頭などが同居し、「小屋司及山頭ノ柚小屋ニ宿泊スル場合ハ中央ニ一段高ク小屋司ノ席ヲ設ケ山頭其兩側ニアリテ柚夫ヲ監督」した。小屋司は「山主ニ雇入セラレ役所員ノ指揮監督ヲ受ケ山頭ノ推薦柚夫ノ雇入事業上直接ノ監督ヲ命令ノ伝達ヲナスコト木曾ニ於ケル総頭ノ如」くであり、また山頭は「小屋司ノ業務ヲ補佐シ労働夫ノ操縦ヲ司ルコト木曾ノ代人ニ同シ通例柚夫三十人ニ付一人ノ割ヲ以テ配置」されていた。ただ、やや異なってきたのは、事業規模の拡大などによって木戸前(棟二四人の小屋に二人)の下に「五名ヲ一組トシ之ヲ統一スルタメ一人ノ組頭」が置かれたことであり、<sup>(37)</sup>またそれだけ木戸前の権限が強化されたことであろう。

伐木造材過程の賃金は、旧藩期と同様に出来高払いであり、「柚夫(山子)立木ヲ伐採造材スルトキハ其ノ標識ヲ末口断面ニ墨書ス……父子同族等ニシテ其ノ賃金ノ支払ヲ合算スヘキモノニ限り同一記号ヲ用ユルコトヲ得」<sup>(38)</sup>とされ、道作り・運材過程では日給払いであつて山頭がその格付けを行ない、ともに米(捨扶持)・味噌などが支給された。

しかし、ここで注目すべきことは、通常日給で支払われる加勢夫の場合でも実力のある木戸前には山頭を通じ

て、それぞれの部分作業に対する総額出来高払いを行ない、作業のいわば下請を実施した場合があつたことである。―事業ノ功程ヲ奨励スルタメ出来高払ヲナシ或ハ一ノ施業功程ヲ予定シ杣夫ノ労働力ト時日ヲ計リ一種ノ請負ニ付スルコトアリ之ヲ方言「ワツパコ」仕事(割前抄ノ意味ナリ)ト称シ励業手段ノ一ナリ然レトモ是レ主トシテ運材事業ニ行ハルルモノ」<sup>(39)</sup>であり、このような場合には、加勢夫であつても釜前と木戸前の関係に関するかぎり、人夫賃は出来高払いであつた。これは、明治末期以降大正期にかけて形成される組頭制度の一形態としての功程頭制度の素地をなすものであつた。

幕藩末期から明治三〇年代末までの伐出事業実行組織の変化は、何よりもまず経営管理組織が藩木山方から木材商人の会社経営に転化し、資本主義的形態に移行しつゝあつたことにあるが、しかしこの会社経営の経済的性質は半封建的土地所有の巨大な基柱であり、地主経営である国有林と特権的に結びついた前期的資本―商人資本であり、したがつて旧来の封建的労働組織を根本的に改編する性格のものではなかつた。この木材商人資本は、自らの経済的性質に照応して幕藩期以来の基礎的生産組織である封建的伐出労働組織をそのまま生産過程の外部から掌握し継承したが、ともあれこのような上からの資本主義化によって旧来の労働組織にも若干の注目すべき変化がみえはじめていた。

その第一は、封建的労働組織の総頭である小屋司およびその補助者としての山頭の経営管理組織の最末端機構への吸収・再編の動きであり、第二に直接的生産過程における木戸前の監督労働者としての地位の相対的強化の動きであろう。かつて封建的村落秩序の最上層にながつていた小屋司が、たんに名目上の人夫供給請負人兼労働者の総頭として商人資本の経営管理組織の最末端に編入されつつあつたとすれば、実質上の人夫頭たる木戸前

は新たな上からの資本主義化の過程で作業の下請や小屋管理等を通じて、幕藩期来のさまざまな形の封建的な役徳を——かつての小屋司のそれよりはるかに狭い限界内においてではあるが——前期的な賃金の中間収取に転化させはじめていたといつてよい。そして商人資本である木材会社も前期的利潤を追求し、さらに絶対的剰余価値を追求すべく作業の功程を高めるために、むしろこの木戸前の役割に依存し、それを助長したのである。

- (29) 秋山智英『国有林経営史論』四一頁。
- (30) 『局史』一三～一五頁、および『山林公報』（第六号・一九〇九年）七五～九八頁。
- (31) 『局史』二一～二三頁、および前掲『大要』一八〇～一八一頁。
- (32) 前掲『大要』一八八、一九五頁、および岩崎直人「秋田藩の斫伐経費「木本米」に関する新研究」『林曹会報』第一四七号・一九二九年）による。
- (33) 徳宣馨「秋田杉の伐木造材及運材」『林曹会報』一九二二年五月）より。
- (34) 「秋田藩林政概要」『山林公報』第六号・一九〇九年）八四頁。
- (35) 『林業実態調査報告書——秋田管内国有林労働——』（林野庁・一九五四年）一～七頁参照。
- (36) 『秋田の森林』（秋田大林区署・一九二一年版）第六章、および『局史』など。
- (37) 「秋田県ノ造林及利用ノ方法」『山林公報』第七号・一九〇九年）一〇三～一〇四頁。
- (38) 同前『山林公報』一〇二頁。
- (39) 同前一〇四頁。